

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 盟和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 俊彦
(コード番号 7 2 8 4 東証第 1 部)
問合せ先 総合管理部長 伊藤 明彦
(TEL. 0 4 6 - 2 2 3 - 7 6 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 60 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条を変更するものであります。この変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって発生する旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、この附則を定款から削除するものといたします。
- (2) 定款に定めることにより、株主総会の招集に際し、株主様に提供すべき情報の一部をインターネット開示することが認められております。開示コストの削減および開示内容の充実のために、定款に「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」を設けるものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款第 24 条（取締役の責任免除）及び定款第 34 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 24 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（水）（変更後定款第 15 条、第 25 条、第 35 条）
平成 27 年 10 月 1 日（木）（変更後定款第 7 条）

4. その他

本日別途、「株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 ～ (条文省略) 第6条 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 第8条 ～ (条文省略) 第14条 (新設)	第1条 ～ (現行どおり) 第6条 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 第8条 ～ (現行どおり) 第14条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類、 連結計算書類に記載または表示すべき 事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用す る方法で開示することにより、株主に 対して提供したものとみなすことがで きる。 第16条 ～ (現行どおり) 第24条
第15条 ～ (条文省略) 第23条 (取締役の責任免除) 第24条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定 により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、 1,000万円以上であらかじめ定めた金額 または法令が規定する額のいずれか高 い額とする。</u>	第16条 ～ (現行どおり) 第24条 (取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定 により、 <u>取締役(業務執行取締役等であ るものを除く。)</u> との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、 1,000万円以上であらかじめ定めた金額 または法令が規定する額のいずれか高 い額とする。
第25条 ～ (条文省略) 第33条	第26条 ～ (現行どおり) 第34条

現行定款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第35条 ～ (条文省略) 第43条 (新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第36条 ～ (現行どおり) 第44条</p> <p>附則 <u>第7条(単元株式数)の変更は、平成27年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成27年10月1日の経過後、これを削除する。</u></p>

以 上